

## 1. 屋外広告物とは (法第2条他)

規制の対象となる「屋外広告物」とは、常時又は、一定の期間継続して屋外で公衆に表示される看板、立看板、はり紙、はり札、広告塔、広告板等です。

そのため、商業広告だけでなく、営利を目的としないものであっても、常時又は、一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであれば、「屋外広告物」に該当します。

また、文字により表示されるものだけでなく、絵、商標、シンボルマーク等一定の概念、イメージ等が表示されるものも屋外広告物に含まれます。

なお、次のようなものは「屋外広告物」には含まれません。

- ・建築物、自動車の窓ガラス等の内側から表示されるもの
- ・駅、空港等の改札口の内側の人に対して、改札口の内側に表示されるもの
- ・工場、野球場、遊園地等で、その構内の特定の人を対象とするもの
- ・単に光を発するもの（サーチライト等）
- ・街頭で配布されるチラシ等の定着性のないもの
- ・音響広告

## 2. 姫路市屋外広告物条例の目的 (条例第1条)

姫路市屋外広告物条例は、屋外広告物とそれを掲出する物件についての必要な規制を行うとともに、広告物等と地域環境との調和を図るための施策を推進することにより、良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止を図ることを目的としています。

### 2-1 広告主等の責務 (条例第1条の4)

広告主及び屋外広告業を営む者は、屋外広告物法及び姫路市屋外広告物条例を遵守するとともに、市が実施する施策に協力しなければなりません。

## 3. 広告物の掲出 (条例第4条)

屋外広告物を掲出するためには、一部の広告物を除いて、許可が必要です。

なお、許可にあたっては、以下の条件があります。

1. 禁止物件の適用除外の基準 (P. 3、4) に適合すること
2. 禁止広告物 (P. 4) に該当しないこと
3. 禁止地域等の適用除外の基準 (P. 9～12) に適合すること
4. 許可基準 (P. 16～33) に適合すること

### 3-1 屋外広告物 適用基準・手続きの要否判断のながれ

※ページ番号は、「姫路市屋外広告物条例のてびき」のページ番号を示します

